

2022年度

履修免除

(全 2 ページ)

問 題

ページ

民事訴訟法 …… 1

刑事訴訟法 …… 2

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

民事訴訟法

I 以下の各問いについて、それぞれ 100 字以内で答えなさい。(20 点)

- (1) 文書提出命令の裁判形式が命令でないことについて説明せよ。
- (2) 事実上の主張に対する相手方の応答の種類について説明せよ。

II 次の事案を読んで、問いに答えなさい。(80 点)

Xが、Yに対して、所有権に基づいて建物明渡請求の訴えを提起した。

口頭弁論において、Xは、その建物について、現在Xが所有しYが占有していることを主張したところ、Yは、Yが現在その建物を占有していることは認めたが、Xの現在の所有権については争い、「その建物は2年前にAが新築したもので、Xは1年前にAからその建物を買ったものの、Xは半年前にその建物をBに売った。」と主張した。これに対して、XはYのこの主張をすべて否定した。

この場合、裁判所は、証拠から、①その建物は2年前にAが新築したもので、Xは1年前にAからその建物を買ったこと、②Xは半年前にその建物をCに売ったこと、を認定して、請求棄却の判決をすることができるか。

刑事訴訟法

I 以下の(1)(2)について、それぞれ100字以内で答えなさい。(20点)

- (1) 刑事訴訟法で定められている、被疑事実に関連する電磁的記録を差し押さえる方法について説明しなさい。
- (2) 勾留の要件について説明しなさい。

II 以下の【事例】を読み、〔問い〕に答えなさい。(80点)

【事例】

甲は、「甲はYと共謀の上、令和2年7月24日午前3時頃、京都府A市B町C番地に所在のD公園において、Vに対し、殺意をもって、Yが、Vの頸部をベルトで締め付け、その頃窒息死させて殺害した。」との公訴事実で起訴された。甲は、一貫して、V殺害に関してYと共謀したことはないと主張し、公訴事実について全面的に否認した。

そこで検察官は、公判前整理手続においてYを証人として請求し、裁判所はYに対する証人尋問を行うことを決定した。甲の公判に出廷したYは、証人尋問において、「私(Y)はV殺害について甲と共謀したことはないし、V殺害を実行してもしない。たしかに、私(Y)は、令和2年7月24日午前1時頃、京都府A市B町C番地に所在のD公園にVを連れて行ったが、私(Y)は、同日午前1時30分頃にはD公園を立ち去った。同日、私(Y)は、D公園で甲とは会っていない。」と証言した。

裁判所は、判決において、「甲はYと共謀の上、令和2年7月24日午前3時頃、京都府A市B町C番地に所在のD公園において、Vに対し、殺意をもって、甲が、Vの頸部をベルトで締め付け、その頃窒息死させて殺害した。」と認定し、甲に対して有罪判決を下した。

〔問い〕 裁判所が行った認定が適法か、違法か論じなさい。